

阪神高速道路株式会社入札監視委員会(2024年度第3回)審議概要

開催日及び開催場所		2024年12月20日(金)	
委 員		石丸 鐵太郎(神戸中央法律事務所 弁護士) 古田 均 (大阪公立大学 特任教授) 武田 邦宣(大阪大学大学院法学研究科長・法学部長・教授)	
審 議 対 象 期 間		2024年7月1日～2024年9月30日(阪神高速道路株)	
抽 出 案 件		3件(総件数18件)	
(内 訳)	工 事	一般競争(政府調達協定対象)	0件(総件数0件)
		一般競争(政府調達協定対象外)	1件(総件数1件) (案件①)
		技術提案・交渉方式	0件(総件数0件)
		指 名 競 争	0件(総件数0件)
		随 意 契 約	0件(総件数0件)
	建設コンサルタント業務等		1件(総件数9件) (案件②)
	物品等の購入等		1件(総件数8件) (案件③)
委員からの意見・質問、それに対する回答		意見・質問	回 答
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容		意見・勧告なし	

意見・質問	回 答
【案件①】 「トンネル換気制御盤等改修工事（2024-淀）」 ・ 入札があったのは、川崎重工業 1 社だけで すか？当初も同じ会社ですか？ 【案件②】 「京橋受電所及びパーキング新築基本設計業務 （2024 年度）」 ・ 入札不成立はどうしてですか？ ・ 評価がとても低い業者がありますがどうして ですか？参加要件をみたしているのですよね？ ・ 応札したことは評価されるのですか？ 【案件③】 「2024 年度紙文書電子化業務」 ・ 電子データにして残し、紙は処分するの ですか？ ・ 落札は 214 万ですが、制限価格 922 万円と の差が大きいですが、どうしてでしょうか？ ・ 結果として安く落札できているので案件に 疑義を唱えるという訳ではないですが、二点 ご意見を伺います。	・ はい。1 社だけです。10 年前に設置したの は川崎重工業でした。 ・ 1 度目は、PA（商業施設）の設計が含まれ ていましたが、認可を受けている企業は建築 工事の設計を手掛けている企業がほとんどで あり、PA（商業施設）の設計実績がなかった 為、応札が無かったものである。（ヒアリン グを行った結果） ・ 参加要件は満たしておりますが、提出され た枚数が半分程度で内容が浅薄であった為で す。 ・ されません。 ・ 残すものもあります。 ・ 当社では、紙の劣化状況により、手置き のスキヤニングを想定していたのですが、現地 確認を行った競争参加者が、機械スキヤニ ングでの対応が可能と判断し、応札したことが 原因ではないかと考えられます。 ・ 手置きスキヤニングについては、各社が持 っている機械が異なっておりますので、必ず 指定した手法で行わなければならないという

調達内容における発注内容と契約内容の差異について、手置きスキャニングで発注したのに、違う形（機械）で契約しているのは問題ありませんか？あわせて、条件としての記載はなかった現地確認を行った会社に、有利な方式の選択機会を与えたことについてお願いします。 ・ 承知いたしました。 ・ 業務内容自体は難しい内容ではないと思いますが、競争参加資格の一つとして、1 契約あたり 1,000 万円以上の納品実績という要件が厳しいということはありませんか。 ・ 承知いたしました。 ・ 新しい技術があれば、いくらでも安くなる？最低制限価格はないのですか？ ・ 承知いたしました。	事ではないと全社に説明いたしました。 ・ 納品の実績を求めているのは数や規模等を勘案して実績がないと難しいと考えたためです。 ・ 物品においては、低入札価格調査制度がありませんので、新しい技術を持った会社が入ってくれば、安くなる可能性はあると思います。納品時には完了検査を行い、品質を確認しております。 以 上
--	---